

○富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和 8 年 2 月 20 日

富士宮市議会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 8 年富士宮市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(報告書等)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の報告書は、請負状況等報告書（第 1 号様式）とする。

2 条例第 2 条第 2 項の訂正届は、請負状況等訂正届（第 2 号様式）とする。

(報告書等の一覧の訂正)

第 4 条 議長は、条例第 3 条の規定による報告書等の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告書等の閲覧)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の閲覧（以下本条において「閲覧」という。）は、条例第 2 条第 1 項に規定する報告書を提出すべき期限（第 7 条第 1 項において「提出期限」という。）の翌日（訂正届にあっては、当該訂正届が提出された日の翌日）から起算して 30 日を経過する日の翌日（第 7 条第 2 項において「閲覧開始日」という。）から、議長が指定する場所及び時間中にすることができる。

2 議長は、前項の場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告書等は、第 1 項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第 1 項及び前 2 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告書等の写しの交付等)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等報告書等複写請求書（第 3 号様式）により行わなければならない。この場合において、当該写しの交付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(提出期限等の特例)

第 7 条 提出期限が富士宮市の休日を定める条例（平成 2 年富士宮市条例第 14 号）第 1 条

に規定する休日（以下同条において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日をもって提出期限とみなす。

- 2 閲覧開始日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日をもって閲覧開始日とみなす。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

富士宮市議会議員 宛

富士宮市議会議員

請負状況等報告書

富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

対象とする役務、物件等	契 約 締 結 日	契 約 金 額 （ 円 ） (単価契約である場合はその旨)	対象期間に支払を受けた 対 価 の 総 額 （ 円 ）
対象期間に支払を受けた対価の総額の合計額			

（注） 契約金額及び対象期間に支払を受けた対価の総額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

富士宮市議会議長 宛

富士宮市議会議員

請負状況等訂正届

富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正します。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

富士宮市議会議員 宛

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

請負状況等報告書等複写請求書

富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の
規定により、下記のとおり写しの交付を請求します。

記

写しの交付を求める報告書又は訂正届	写 し の 交 付 を 求 め る 範 囲

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）